

令和8年第3回

# 荒川区教育委員会定例会

令和8年2月13日

於) 荒川区立第七中学校 2階ランチルーム

荒川区教育委員会

令和8年荒川区教育委員会第3回定例会

- |        |  |   |
|--------|--|---|
| 1 日 時  | 令和8年2月13日  | 午後3時00分   |
| 2 場 所  | 荒川区立第七中学校 2階ランチルーム   |   |
| 3 出席委員 | 教 育 長<br>教育長職務代理者<br>委 員<br>委 員  | 阿 部 忠 資<br>繁 田 雅 弘<br>長 島 啓 記<br>八 木 敦 子  |
| 4 欠席委員 | 委 員  | 中 澤 礼 子   |
| 5 出席職員 | 教 育 部 長<br>教育総務課長<br>教育施設課長<br><del>教育施設担当課長</del><br>学 務 課 長<br>指 導 室 長<br>教育センター所長<br>生涯学習課長<br>ふるさと文化館学芸員<br>スポーツ振興課長<br>ゆいの森課長<br>地域図書館課長<br>書 記<br>書 記<br>書 記 | 菊 池 秀 幸<br>浦 田 寛 士<br>井 上 千 恵<br>福 木 妙 子<br>渡 辺 裕 登<br>下 条 知 淑<br>塩 尻 浩<br>篠 原 啓 輔<br>亀 川 泰 照<br>野 口 正 紀<br>岡 村 香 織<br>秋 元 俊 紀<br>齋 藤 一 幸<br>吉 田 夏 彦<br>宮 島 弘 江 |

( 1 ) 審議事項

議案第 5 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 3 8 条に基づく内申について

議案第 6 号 令和 7 年度荒川区登録文化財の登録、荒川区指定文化財の指定について

( 2 ) 報告事項

ア 公立学校教職員の措置等について

イ 荒川区スポーツ推進プラン(案)の策定について

ウ 荒川区読書活動推進プラン(案)の策定について

( 3 ) その他

**教育長** ただいまから荒川区教育委員会令和8年第3回定例会を開催いたします。

出席者数の御報告を申し上げます。本日は4名の出席でございます。

議事録の署名委員は、長島委員及び八木委員をお願いいたします。

10月24日開催の第20回定例会及び11月14日開催の第21回定例会の議事録につきましては、前回の定例会にて配付し、この間、確認をしていただきました。本日、特に委員の皆様から意見等がなければ承認したいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

**教育長** 承認いたします。

続きまして、本日の議事日程に従いまして議事を進めます。本日は、審議事項が2件、報告事項が3件でございます。

まず、議事の進行についてお諮りしたいと存じます。本日は、ただいま研究発表をしております。講師の講評があるのですけれども、その公務の都合上、議案第6号、報告事項イ、報告事項ウの順に報告を受けた後、議案第5号、報告事項アについて報告を受けたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

**教育長** それでは、そのように取り扱います。

初めに議案第6号「令和7年度荒川区登録文化財の登録、荒川区指定文化財の指定について」生涯学習課長から説明をお願いします。

**生涯学習課長** 議案第6号「令和7年度荒川区登録文化財の登録、荒川区指定文化財の指定について」でございます。

提案理由は、荒川区文化財保護条例第4条及び第6条の規定によりまして、荒川区登録文化財とすべきものについて、また荒川区指定文化財とすべきものについて、それぞれ登録及び指定を行うためのものでございます。

内容でございます。荒川区登録文化財とすべきものが1件、それから荒川区指定文化財とすべきものが3件でございます。

以降、ふるさと文化館の学芸員から説明をさせていただきます。

**ふるさと文化館学芸員** 説明させていただきます。

そうしましたら、概要説明資料に沿って説明していこうと思っておりますが、まず1件目が概要説明資料の1ページ目と写真の6ページ目になります。お写真のほうを見ながら聞いていただければと思います。

1件目、令和7年度登録すべき文化財、種別が記念物、史跡で、名称が八幡堀跡となりま

す。

範囲としましては、6ページ目の左上の写真で、都電通りより北側のエリアになります。八幡神社を取り囲むように流れていた水路跡ということになります。

この水路は、この6ページ目の左下の写真にあるように、こちら江戸時代の前期の情報が入っている絵図なのですけれども、この時点から確認されることが分かっております。場合によっては中世まで遡るのではないかという推論もあります。

こちらは隅田川に注ぎ込んでおりまして、その注ぎ口は大体9メートルぐらいの川幅があったとされておりまして、船で下肥とかを運んでいたということが分かっております。

近代以降はこの辺りにも工場ができるようになるので、その荷揚げ場等々が、言い換えると河岸が付設されていくことも分かってきました。その隅田川から内陸のほうに入っていく川幅は大体3メートル弱で、今の尾久八幡公園の辺りがウタリ地という、沼地というか水がたまるような場所になっていたということで、ここはちょっと広がっていたりしております。

近代以降もそのように舟運に使われていたのですけれども、昭和9年に下水道の敷地になりまして、下水道管とともにそのまま埋められて道路となったという経緯がございます。

一方でそれ以降、地域の人たちからは、もう川はないのですけれども八幡堀と呼ばれるようになり、史跡として認識されていったという経緯が分かっております。

こちらについては、歴史的に調べていく上で、発掘調査が不可欠であり、また、もともと「八幡堀プロムナード」の一部としても顕彰されてきたという経緯もありますので、関係部署が地域の住民の方々と協力しながら普及計画も進めていくことが望ましいという答申が出ております。

登録理由としましては、農業用水、舟運、あと下水道敷地、道路、公園というように、時代と地域の要請によって利用が積み重ねられてきた空間であって、しかもそのまま道になっているがために形状もよく残しているということで、農村時代とか地域の近代化そのものの歴史をよく伝えているということで文化的価値も高く、保存の必要があるとなっております。

続きまして、2ページ目の指定すべき文化財の1件目の木造七面明神立像宮殿に移りたいと思います。写真のほうは7ページ目になります。

こちらは、この次に出てくる木造七面明神立像を納める建造物になっております。中には七面明神立像を納める厨子と、お寺の伝記に関わる神竜の鱗、鏡、持国天立像と多聞天立像が中に納められております。

建築の大きさとしましては、幅、桁行一間で、高さが2メートル30センチあります。これ自体は七面堂というお堂の中の須弥壇の上に置かれています。

写真で御覧いただけるとおり、いろいろ飾りつけが丁寧に行われております。屋根は漆塗りで瓦風にしているものなのですが、千鳥破風の形式で造られておりまして、全体的に彫刻とか金箔・彩色・鍔金具で荘厳されていて、意匠性もかなり高いものになります。

建築年代ですけれども、7ページ写真の左の中段の辺りの上のほうに、何か屋根から出っ張っている、下に吊り下がっているものがあると思うのですが、こちら虹梁といいまして、渦が大きくて円に近いことと、若葉がないということから江戸時代前期のものと考えられ、七面明神立像の建立年とほぼ一致するというもので、当初のものだろうと推測されます。

7ページ中段の右手にあるように、組物という屋根を支える部分ですけれども、かなりの細工が施され、さらにその右下のちょっと画像が悪いのですが、獏鼻の彫刻などもつけられています。

ただ、例えば左上の全体の写真の軒下ですけれども、このように屋根の部分とか軒とか結構傷みが激しく、一部軒が落ちておりまして、獏鼻も片方はない形になっており、今後修理を行っていく必要があるので、修復や保存の計画を策定することが不可欠であるという答申になっております。

指定理由としましては、この建築年代がはっきりしているものとしては区内で最も古い時期のものに該当し、その意味でも貴重である。また、この七面明神が江戸時代に大流行するのですけれども、一番最初に江戸に勧請された七面明神の附属する建造物としても貴重であるということで、この七面明神等々、お堂も含めて一体のものとして保存していく必要があるという答申が出ております。

続きまして、3ページ目と8ページ目の木造七面明神立像の説明に移りたいと思います。

こちらは延命院の秘仏です。慶安3年に作られたことが、8ページ目の右上の、これはもともと体の中に入っていたものなのですけれども、木札から分かります。西暦は1650年になりますが、仏師が弥兵衛という人が造ったということも分かり、作者と年代がはっきりしている仏像だということになります。

形状としましては、左上の写真のとおりなのですけれども、木像で、多くは金泥などで描いて彩色し、文様も描き出している神像で、内側は内割りといって、体内を空洞にするような造り方をしています。

そのほか手に宝珠とか鍵とか、あと光背等々をつけていますが、普段は厨子の中に納められております。

そのほか附属品としまして、先ほどの宮殿と一緒にすけれども、8ページの写真のとおりです。

昭和49年に修復した際に、先ほどの木札のほかに法華経も胎内にあったそうで、そちら

が取り出されておりました、こちらもこの指定の範囲として保存することが望ましいという答申になっております。

指定理由としましては先ほどの宮殿と同じく、延命院に七面堂が開創された時期と一致するという点、仏師と造立年代がはっきりしていること。しかも、この江戸に七面明神信仰が流布する段階で、こういう名字を持たない町仏師と思われるような人が関わっていたこと等々が分かるという点で、文化財的価値が大きく、保存を講じるべきであるという答申が出ております。

続きまして、無形文化財の勘亭流・寄席文字・江戸文字の指定の説明に移りたいと思います。4ページ目と9ページ目になります。

保持者のお名前は中村泰士氏で、号は橋右橋。勘亭流のお名前は、三代目荒井三禮氏となっております。

技術が3つになりますが、いずれのデザイン文字も江戸の大衆文化の中で誕生して伝えられてきた技術になります。

勘亭流につきましては、歌舞伎に用いられる文字で、18世紀の後半に勘亭という、岡崎屋勘六という方が創り出したといわれています。その後、連綿と江戸の歌舞伎小屋の看板の文字として使われておりました、明治時代には、石井三禮という人が登場し、その弟子の荒井三禮、さらにその子どもの二代目の荒井三禮と受け継がれていきます。二代目荒井三禮は、元区の指定無形文化財保持者で保持者の先生になります。

寄席文字のほうは寄席で用いられる文字で、天保期ですので江戸時代の後半ですけれども、ここで提灯文字と勘亭流を折衷したピラ字といわれる文字が考案されて、以降、専門のピラ屋さんという商売も登場して、長く受け継がれていきました。

戦後になって一旦戦災で専門のピラ屋さんがなくなった後、昭和40年に橋右近氏が橋流寄席文字を起こして、弟子たちに伝えられていきました。

江戸文字は、広い意味では勘亭流や寄席文字も含むのですけれども、狭い意味では千社札に用いられる文字になります。こちらは、梅素亭玄魚や竹内梅月という人たちが優れた千社札を開発して、この文字が伝えられてきました。明治以降は「東都納札睦」という団体があるのですが、太田櫛朝とか高橋藤という人が活躍してこの書体を伝えたという経緯があります。

保持者の中村氏はもともと台東区生まれで、昭和37年に東日暮里に、今の工房のところですが、移転しております。寄席文字については、大学の落語研究会入部後、橋右近氏が学生向けに開催していた寄席文字勉強会に入会し、昭和50年に「橋右橋」の名を許されて門下となっております。

勘亭流につきましては、昭和62年に二代目荒井三禮氏から技術を学び、中村三鯉、荒井三鯉、昨年1月に三代目荒井三禮を襲名しております。

江戸文字につきましては、橋右近氏の推薦で東都納札睦に入会し、摺師で元荒川区無形文化財保持者の二代目関岡扇令氏の紹介で、この会の筆耕役に加わるようになり、その後公式の筆耕者となって今に至ります。

現在お仕事としましては、9ページの右上側にあるような国立劇場の看板、あるいは左下にあるような鈴本演芸場の看板、めくり、招木、こういった筆耕もしております。また、年に4回開かれる「東都納札睦」の例会において交換されている右下のような千社札、時に絵もお描きになっているようなのですけれども、こういったもののデザインと筆耕を手掛けております。

仕事場としましては、主に工房で行うということですが、あまりに大きいものは、依頼先の国立劇場や鈴本演劇場で書くこともあるということです。

5ページ目に行きます。技術の伝承につきましては、荒川区の匠育成事業を通じて、銘苅由佳氏、手塚摩子氏を指導されております。銘苅氏は、現在「橋さつき」「荒井三都季」の名前で活躍されております。

指定理由は、勘亭流・寄席文字・江戸文字は、江戸の大衆文化と深く結びつき、その心意をも込められたデザイン文字である。歌舞伎や寄席の興行、千社札の製作に不可欠な技術であり、区にとって大変貴重である。

保持者の認定理由といたしましては、50年以上にわたり、勘亭流・寄席文字・江戸文字の筆耕に従事し、系譜も明らかで、その技術は確かである。歌舞伎、寄席、千社札の世界にも精通しており、各団体からの評価は高く、区にとって大変貴重である。こういった答申が出ております。

以上になります。

**生涯学習課長** 説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

**教育長** ありがとうございます。ただいまの説明について何か御質疑はございますか。よろしいですか。

**長島委員** せっかくなので、1つすごく単純なことで、筆耕というのはどのように理解すればいいのですか。

**ふるさと文化館学芸員** 例えば書いた文字を版画にするとか、その元の文字というのですかね。例えば浮世絵とかは版木に起こさないといけませんよね。その元の文字を書くことを筆耕といえます。

**長島委員** この見えているのとは逆のというか。

**ふるさと文化館学芸員** 薄い紙に書いて、この彫師の方が板にペタッと裏側でくっつけるそうです。そうやって彫っていくということのようです。

**長島委員** 分かりました。

**教育長** ありがとうございました。そのほか何かございますか。

〔「なし」の声あり〕

**教育長** それでは、質疑を終了いたします。

議案第6号につきまして、何か御意見はございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

**教育長** それでは討論を終了いたします。

議案第6号について異議はございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

**教育長** 異議ないものと認めます。それでは、議案第6号「令和7年度荒川区登録文化財の登録、荒川区指定文化財の指定について」は、原案のとおり決定いたします。

次に、報告事項イ「荒川区スポーツ推進プラン（案）の策定について」スポーツ振興課長より説明をお願いします。

**スポーツ振興課長** それでは「荒川区スポーツ推進プラン」につきまして、素案を1月の教育委員会のほうで御説明、御報告申し上げたところでございます。その後、パブリックコメントを実施いたしまして、その結果を取りまとめましたので御報告を申し上げます。

パブリックコメントの実施概要につきましては、資料の2番のところに記載させていただいているとおりでございます。

実施結果といたしましては、23名の方から御意見を頂戴しまして、意見といたしましては（2）に記載のとおり40件の御意見を頂戴したところでございます。内訳については、からまで記載のとおりとなっております。

（3）の意見の取扱いでございますが、40件の御意見のうち、新たに計画へ意見を反映させていただくものにつきまして1件、既に計画に記載しているものにつきまして16件、御意見、御要望として今後の参考とさせていただくものが23件という結果でございます。

それでは大変恐れ入りますが、別紙1としまして御意見の内容を具体的にまとめさせていただいている資料をつけさせていただいてございます。この別紙1の10ページをお開きいただければと存じます。

この中の31番という番号をつけさせていただいている御意見がございます。内容としましては、障がい者のスポーツ、パラスポーツにつきまして、体験する場、体験会のような場を設けているけれども、その後より継続的に取り組めるような場所をもうちょっと用意した

ほうがいいのではないかという概略、御意見でございます。

これにつきまして、私どもこれまでパラスポーツにつきましては、確かに体験会というものを幾つか行ってございまして、それはまずパラスポーツというものを皆さんにより知っていただくことを目的に、裾野を広げるという意味で体験会を実施してまいっているものでございます。その中でもこの資料には「あらボッチャ」というお名前で作らせていただいておりますけれども、これも体験会からスタートして、大会形式に今移行しているもので、そのように発展させているものも中にはございます。

また、私どもの取組だけではなくて、都立大学さんですとか、区のふれあい館などでもパラスポーツの取組を進めているものもございまして、今後このプランの中におきまして、こういったパラスポーツを実施する団体等のネットワークを強化すること、練習会、交流会等の継続的に参加できる場の確保、それから、パラスポーツを実施する団体への支援などを通して、より障がい者に寄り添いながらパラスポーツに取り組みやすい環境の構築に努めてまいっているということで、ちょっと資料、ページ飛んで申し訳ないのですが、その後にプラン本体の冊子をつけさせていただいております、別紙2の2という位置づけで作らせていただいていると思います。そこの38ページなのですが、御覧いただけますでしょうか。

具体的にはそこに「パラスポーツに参加しやすい機会の拡充」ということで、今申し上げたような内容の取組をしていくという記載を新たに1つ追加させていただいたものでございます。

雑駁でございますが、スポーツ推進プランへのパブリックコメント等の御報告については以上でございます。よろしく願いいたします。

**教育長** ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、何か御質疑はございますでしょうか。

40件あるうちの1件に新たに計画に反映するものがあったということで、この別紙2の38ページにその記載が追加されているという御説明でしたけれども、何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

**教育長** それでは、この件につきましては以上とさせていただきます。ありがとうございました。

次に報告事項ウ「荒川区読書活動推進プラン（案）の策定について」ゆいの森課長より説明をお願いします。

**ゆいの森課長** それでは「荒川区読書活動推進プラン（案）の策定について」御報告をさせていただきます。昨年11月に定例会のほうで素案の御報告をさせていただきます、その後

パブリックコメントの実施をさせていただきました。

パブリックコメントの実施概要につきましては資料の項番 1 を御確認いただければと存じます。

こちらの実施結果でございますが、49名の方から御意見を頂戴いたしまして、意見等の件数としては99件頂戴したという形でございます。この49名のうち、10名ほどがお子様から頂いた御意見となります。

これらの意見の取扱いですが、プランに反映するものが2件、既にプランのほうに盛り込まれているものが43件、意見、御要望としてお聞きするものが54件という形で整理をさせていただきます。

続きまして、プランに反映する内容を御説明させていただければと思います。恐縮ではございますが、別紙1としておつけをしております「パブリックコメントの実施結果」2ページを御覧いただければと思います。

こちらの項番1でございますが、こちらが本区の中で読書活動に従事するボランティアの種類について記載する箇所があるのですが、そのボランティアの種類として「ブックスタートボランティアが抜けているのではないか」という御指摘がございましたので、このボランティアを追記したところでございます。なお、この「ブックスタート」でございますが、こちらは保健所で実施をしております4か月健診に合わせて引換券をお渡しして、ゆいの森あらかわのほうで読み聞かせと本のプレゼントをさせていただくといった事業でございます。

続きまして、恐れ入りますが同じ別紙1の6ページ、項番51を御覧いただければと思います。こちらが表記に関する御指摘でございます。もともとが「健康推進事業と連携」という記載をしてございましたけれども、「『事業と連携』という表現は不適切ではないか」といった御主旨でございましたので、「健康推進事業とあわせて取り組むことで」という形で表記を修正させていただいております。

また、資料が前後して恐縮でございますけれども、資料の4ページ御覧いただきますと項番23から33、この辺りがお子様から頂いた御意見でございます。これらを反映したものをこの後、2月20日の文教・子育て委員会に御報告させていただきたいと考えてございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

**教育長** ありがとうございます。ただいまの説明について何か御質疑はございますでしょうか。

**繁田委員** パブリックコメントを寄せてくださっている方の背景とかどんな職種とか、そうい

うのは分かるものなのですか。

**ゆいの森課長** 職種までは確認させていただいてないのですが、ホームページ等からアクセスしていただいた一般の方というのが大体15名くらい、それ以外の方は街なか図書館ですとか、あとは図書館で行っているボランティアですとか、そういった何かしら図書館に関わっていただいている方から御意見を寄せていただいております。

**繁田委員** なるほど。分かりました。ありがとうございます。

**教育長** そのほか何かございますか。

**長島委員** よろしいですか。49名意見提出された方のうち10名が子どもとおっしゃったのですが、小学生とか中学生とか、もう少し分かりますか。

**ゆいの森課長** 10名のうち9名が小学生でございます。うち1名がティーンズといひまして、中学生以上から10代の方を中心に図書館で活動いただいている方たちがいらっしゃるのですが、その方の中から1名頂いています。ちょっと年齢を具体的に申し上げられず恐縮ですが、以上でございます。

**教育長** そのほか何か。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

**教育長** ありがとうございます。この件につきましては以上とさせていただきます。

それでは続きまして、議案第5号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条に基づく内申について」及び報告事項ア「公立学校教職員の措置等について」ですが、いずれも人事に関する案件でございます。そのため、議案第5号及び報告事項アにつきましては会議を非公開といたしたいと存じますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

**教育長** 異議ないものと認めます。議案第5号、報告事項アについては非公開といたします。

説明者を除いて退席をお願いします。

〔退室〕

〔入室〕

〔非公開〕

**教育長** 次にその他の報告事項ですが、教育委員会の日程について事務局から何かございますか。

**教育総務課長** 研究発表会どうもお疲れさまでございます。次回は2月27日の金曜日でございますが、通常のお時間ではなくて、53ページのところでございますが、予算に関する特別委員会、区議会のほうで、こちらは3時までとなっておりますので、教育委員会定例会の開会時間は3時30分、会場はいつもの特別会議室となっております。それ以外につき

ましては、また改めて御通知、御連絡申し上げますので、以上とさせていただきます。

**教育長** ありがとうございました。特段何かございますか。大丈夫ですか。

〔「なし」の声あり〕

**教育長** それでは以上をもちまして、教育委員会令和8年第3回定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

了